



アムンディ・ロシア東欧株ファンド

追加型投信／海外／株式

Amundi
Investment Solutions

Trust must be earned

2025年5月

信託約款変更の予定に関するQ&A

受益者の皆様

平素は「アムンディ・ロシア東欧株ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度、当ファンドの主要投資対象ファンドである「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」（以下「オーシャン・ファンド」といいます）が2025年6月に繰上償還される方針が決定されました。

これを受け、弊社では、オーシャン・ファンドの繰上償還後も換金の機会を提供しながら運用を継続することが受益者の利益に資するとの判断にいたり、2025年7月15日付で当ファンドの主要投資対象ファンドを「ロシアを除く東欧の新興国の株式市場を対象とするインデックス※」をベンチマークとするファンド（インデックス型）に変更し、信託約款を変更することを予定しております。なお、信託約款の変更が可決された場合、換金申込の受付を再開いたします。

当該約款変更は2007年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」における「投資信託約款の重大な内容の変更」の規定にしたがい、2025年5月13日（法定公告日）現在の受益者を対象に、異議申立ての受付の手続きを行います。

信託約款の変更にご同意いただける場合には、特に必要なお手続きはございません。

信託約款変更の詳細につきましては、次ページ以降のQ&Aをご参照ください。
何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※MSCI EM イースタン・ヨーロッパ（除くロシア）・インデックス

【お問合せ先】 アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 050-4561-2500

受付は、委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

目次

信託約款変更の背景について

- | | |
|---------------------------|----|
| Q1. 信託約款とは何ですか。 | P3 |
| Q2. なぜ信託約款を変更する必要があるのですか。 | P3 |

スケジュール・手続き・変更点について

- | | |
|------------------------------------|----|
| Q3. スケジュールを教えてください。また、何か手続きが必要ですか。 | P3 |
| Q4. 今回予定している変更点を教えてください。 | P4 |

異議申立てについて

- | | |
|--------------------------|----|
| Q5. 異議申立ての方法について教えてください。 | P5 |
|--------------------------|----|

信託約款変更の可決/否決について

- | | |
|------------------------------------|----|
| Q6. どのくらいの受益者が同意したら信託約款が変更になるのですか。 | P5 |
| Q7. 信託約款の変更が否決された場合、どうなりますか。 | P5 |
| Q8. 信託約款変更の可否の決定はどのように案内されますか。 | P6 |

異議申立てを行った受益者の買取請求について

- | | |
|--------------------------------------|----|
| Q9. 異議申立てを行った受益者の買取請求とはなんですか。 | P6 |
| Q10. 異議申立てを行った受益者の買取請求の手続き等を教えてください。 | P6 |

換金申込の受付再開について

- | | |
|--------------------------------|----|
| Q11. 換金申込の受付の再開に関して、注意点はありますか。 | P7 |
|--------------------------------|----|

上記は当資料作成時点の情報であり、将来予告なしに変更となる場合があります。

当資料のご使用に際しては、P8「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧ください。

Q1. 信託約款とは何ですか。

投資信託の運用方針や信託期間、受益者の権利、信託報酬などの、投資信託の運営方法や管理方法についての詳細を規定した契約書の内容です。

Q2. なぜ信託約款を変更する必要があるのですか。

当ファンドの現在の主要投資対象であるオーシャン・ファンドについて、ウクライナ・ロシア情勢の長期化を鑑み繰上償還される方針が決定したことによるものです。

この方針を受け、弊社では、ロシアを除く東欧の新興国の株式市場を対象とするインデックスをベンチマークとするインデックスファンドに主要投資対象ファンドを変更し、オーシャン・ファンドの繰上償還後もファンドの換金の機会を提供しながら運用を継続することが受益者の利益に資するとの判断にいたり、信託約款を変更することといたしました。なお、ロシア株式が現金化されるまで、受益者の公平性の観点から、設定申込の受付停止は継続いたします。

Q3. スケジュールを教えてください。また、何か手続きが必要ですか。

今回の信託約款変更の日程は以下の通りです。

<スケジュール>	
①法定公告日 (日本経済新聞の朝刊に掲載)	2025年5月13日
②異議申立期間	2025年5月13日～2025年6月16日
③異議申立結果のお知らせ (委託会社HPにてお知らせを掲載)	2025年6月17日
④信託約款変更予定日	2025年7月15日

受益者の皆様には、信託約款の変更に関して賛成（異議なし）あるいは反対（異議あり）のご判断をお願いいたします。賛成の場合は特段のお手続きはございません。反対の場合は異議申立てのお申し出を行っていただくこととなります。

賛成の場合

→ 特段のお手続きは必要ありません。

反対の場合

→ 異議申立てのお申し出が必要となります。
具体的な手続きについてはP5のQ5をご覧ください。

上記は当資料作成時点の情報であり、将来予告なしに変更となる場合があります。

当資料のご使用に際しては、P8「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧ください。

Q4. 今回予定している変更点を教えてください。

主な変更点は、①ファンドの名称ならびに商品分類 ②主要投資対象ファンド ③購入・換金申込受付不可日 ④ファンドの費用です。詳しくは以下の表をご覧ください。

また、当ファンドは、主要投資対象ファンドの売買が停止されていることから、2022年2月28日以降の設定・解約の申込受付を停止していましたが、投資信託約款の変更を行うことが決定した場合、2025年6月24日よりファンドの換金申込の受付を再開する予定です。

換金申込の再開に関するご注意点については、P7のQ11をご覧ください。

	変更前	変更後
① ファンドの名称ならびに商品分類 POINT ▶ ファンド名から「ロシア」削除 ▶ インデックス型に	アムンディ・ロシア東欧株ファンド (追加型/海外/株式) ベンチマーク：なし	アムンディ・東欧株ファンド (追加型/海外/株式/インデックス型) ベンチマーク：MSCI EM イースタン・ヨーロッパ (除くロシア)・インデックス (税引後配当込み、円換算ベース)
② 主要投資対象ファンド	オーシャン・ファンド・ エクイティーズ・ イースタン・ ヨーロッパ	マルチ・ユニット・ルクセンブルク アムンディ・MSCI・イースタン・ ヨーロッパ (除くロシア)
③ 購入・換金申込受付不可日	パリの祝休日または ルクセンブルクの 銀行休業日	ポーランドの祝休日、ハンガリーの祝休日、 チェコ共和国の祝休日、または委託会社の 定める日
④ ファンドの費用 POINT ▶ 信託報酬率 引き下げ ▶ 信託財産留保額 引き下げ	【信託報酬率】 ■ ファンド… (A) 年率0.9735% (税抜0.885%) ■ 主要投資対象 ファンド… (B) 年率0.75%以内 ■ ファンドの実質的な 費用 (上限) … (A) + (B) 年率1.7235% (税込) 【信託財産留保額*】 0.3%	【信託報酬率】 ■ ファンド… (A) 年率0.9735% (税抜0.885%) ■ 主要投資対象 ファンド… (B) 年率0.50%以内 ■ ファンドの実質的な 費用 (上限) … (A) + (B) 年率1.4735% (税込) 【信託財産留保額*】 0.15%

*換金申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じる

上記は当資料作成時点の情報であり、将来予告なしに変更となる場合があります。

当資料のご使用に際しては、P8「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧ください。

Q5. 異議申立ての方法について教えてください。

当ファンドの信託約款の変更に反対の場合には、**異議申立期間である2025年5月13日から2025年6月16日（同日弊社到着分まで有効）までの期間に、アムンディ・ジャパン株式会社あてに書面を持って異議のお申立てを行ってください。**異議申立ての詳細は以下の通りです。

＜異議申立手続き＞

はがきまたは封書にて後記の必要事項をご記入いただいた書面をご郵送ください。

■異議申立書面の送付宛先

〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル14階

アムンディ・ジャパン株式会社 異議申立書面受付 行

■ご記入いただく内容

イ. 住所

ロ. 氏名

ハ. 電話番号（日中連絡先）

ニ. 取扱販売会社およびお取引部・支店名、口座番号（投資信託口の口座番号）*

ホ. ファンド名および口数

ヘ. 異議ある旨（記載例－「アムンディ・ロシア東欧株ファンド」について、2025年7月15日付で約款変更することに異議を申立てます。）

* 当ファンドに関し、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、部・支店名、口座番号をご記入ください。

■備考

※ 異議申立ての際のはがきや封書につきましてはお客様ご自身でご用意ください。また、切手代等の郵送費につきましてもお客様のご負担でお願いいたします。

※ 上記によって取得した個人情報、異議申立に関する事務手続きならびに買取請求の事務手続き以外の目的には利用いたしません。また、取得した個人情報は必要な範囲で委託会社、販売会社および受託会社において共有いたします。

※ ご記入内容の不備等により、異議申立ての資格や保有口数が確認できない場合には、異議申立てを受付けできなくなる場合がありますのでご注意ください。

Q6. どのくらいの受益者が同意したら信託約款が変更になるのですか。

異議のお申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、2025年5月13日（法定公告日）の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2025年7月15日に約款変更を行います。なお、信託約款の変更が決定された場合において、異議のお申立てをされた受益者には、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することができますが、異議のお申立てをされた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。詳しくは、P6のQ9ならびにQ10をご覧ください。

Q7. 信託約款の変更が否決された場合、どうなりますか。

現投資先ファンドが償還することから、運用の基本方針に沿った運用ができなくなります。この場合、当ファンドは繰上償還を含めその後の対応を改めて検討することとなります。

上記は当資料作成時点の情報であり、将来予告なしに変更となる場合があります。

当資料のご使用に際しては、P8「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご覧ください。

Q8. 信託約款変更の可否の決定はどのように案内されますか。

可決、否決の決定は、いずれの場合においても、信託約款変更の可否の決定日（2025年6月17日）に弊社ホームページに掲載します。

＜アムンディ・ジャパン株式会社のホームページ＞ <https://www.amundi.co.jp/>

可決された場合は、異議申立てをされた受益者の皆様宛に買取請求に関連した書類をお送りします。また、否決された場合はすべての受益者様に信託約款の変更を行わない旨を書面でご連絡いたします。

Q9. 異議申立てを行った受益者の買取請求とはなんですか。

解約（解約請求）による換金は、受益者様が「運用会社」に対して「信託契約の一部解約」を請求するものである一方、今回のような異議申立てを行った際の買取請求による換金は、受益者様が「受託銀行」に対して「受益権の買取」を請求するものとなります。（詳しくはQ10をご覧ください。）
なお、個人のお客様の国内公募株式投信の売却において、買取・解約の別による税制の違いはありません。

Q10. 異議申立てを行った受益者の買取請求の手続き等を教えてください。

信託約款の変更が決定された場合において、異議のお申立てをされた受益者には、後記の手続きにより、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することができますが、**異議のお申立てをされた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。**なお、買取請求期間の開始日より、一部解約による換金申込の受付を再開します。ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

＜買取請求の手続き＞

- ① 買取請求期間 2025年6月24日～2025年7月14日
- ② 委託会社より異議申立受益者に対し「買取請求のご案内」および「買取請求書兼受益権口座振替依頼書」等を発送
- ③ 買取請求必要書類等のご記入
- ④ 販売会社の取引店へ買取請求必要書類等をご提出
- ⑤ 販売会社から委託会社を経由して、または直接受託銀行へ買取請求必要書類等を送付
- ⑥ 受託銀行が買取請求必要書類等の受理および当該信託財産による買取の実行
- ⑦ 受託銀行から指定銀行口座へ買取代金のお振込

前記の買取請求は、異議のお申立てをされた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日（前記⑥）の翌営業日の基準価額とします。

買取請求必要書類に不備等があると、受理日が遅れる場合がありますのでご注意ください。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に対して課税されます（税法が改正された場合には、前記の取扱いが変更になることがあります）。

買取代金につきましては、お客さまにご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。なお、振込手数料はお客さま負担として、買取代金から差し引かれます。併せまして、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいた住所へ郵送させていただきます（当該郵送費につきましてもお客さま負担となります）。なお、前記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

上記は当資料作成時点の情報であり、将来予告なしに変更となる場合があります。

当資料のご使用に際しては、P8「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧ください。

Q11. 換金申込の受付の再開に関して、注意点はありますか。

約款変更が成立した場合、2025年6月24日から換金申込の受付を再開します。ご注意いただきたいのは、以下の2点です。

①信託財産留保額の水準ならびに換金申込受付不可日

主要投資対象ファンドの入れ替えにともない、キャッシュ運用となる期間があることから、信託財産留保額、換金申込受付不可日が一時的に変更となります。詳しくは下記をご覧ください。

2025年6月24日～2025年7月14日
(キャッシュによる運用期間)

信託財産留保額：なし
換金申込受付不可日：
なし（販売会社の毎営業日受け付けます）

2025年7月15日～
(約款変更後の投資対象ファンドへ投資)

信託財産留保額：0.15%*
申込受付不可日：
信託約款変更後の換金申込受付不可日

*換金申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じる

②換金時におけるロシア株式の評価

現状ではロシア株式についてゼロで評価された基準価額での換金となり、将来的にロシア株式の評価が見直された際も売却額をお受け取りいただけない点にご注意ください。

当ファンドでは、ロシアのウクライナ侵攻を受けた米欧の経済制裁やロシアによる対抗措置により、モスクワ証券取引所における非居住者による取引が困難な状態が継続していることから、2022年3月11日以降ロシア株式の評価はゼロとされています。なお、評価がゼロになったことを反映した日の基準価額は前日比で52.9%下落しました。ロシアの非居住者に対する取引制約の解消や市場の流動性の回復、ロシアルール以外への換金等が可能となり、ロシア株式の評価について再度変更がなされない状況下では、**ロシア株式の評価がゼロで評価された基準価額での換金をお申込みされることとなる点にご注意ください。**

オーシャン・ファンドでは、償還にあたり売却可能な資産を全て現金化しファンドに返金しますが、償還時にロシア株式が売却できない場合は、売却が可能となるまでオーシャン・ファンドが権利を保持し、将来現金化でき次第、持ち分に応じてファンドに支払われる予定です。**ロシア株式が現金化される前に解約等または買取請求によりファンドを換金した場合は、将来的に当ファンドに支払われるロシア株式の売却額をお受け取りいただくことはできませんので、予めその旨ご了承ください**ますようお願いいたします。

上記は当資料作成時点の情報であり、将来予告なしに変更となる場合があります。

当資料のご使用に際しては、P8「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧ください。

ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じ、長期的な信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

- ① ファンドは、主として、ロシア・東欧諸国の企業、またはロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な信託財産の成長を目指します。
(今後の政治・経済環境の変化にともない、投資対象国は増えることがあります。DR(預託証券)、ロンドン等その他の市場に上場しているロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業も含まれます。)
- ② ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
ファンドは、ルクセンブルク籍の投資信託証券「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」と「CAマネー・ブルファンド(適格機関投資家専用)」に投資します。
ロシア・東欧株式への実質的な投資は「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」を通じて行い、その組入れを高位に保ちます。
◆「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」の運用はアムンディ・アセットマネジメントが行います。
◆投資対象となるサブファンドは追加・変更することがあります。
- ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。
外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。◆

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

投資リスク

ファンドは、投資対象サブファンドへの投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因としては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等が挙げられます。なお、基準価額の変動要因(投資リスク)はこれらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、ファンドの繰上償還、換金の中止、流動性リスクに関する留意事項等があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

＜お申込みの際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。＞

当資料のお取扱いについてのご注意

■当資料は、アムンディ・ジャパン株式会社が作成した資料であり、法令等に基づく開示資料ではありません。■ファンドの購入のお申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、お受取りの上、内容は投資信託説明書(交付目論見書)で必ずご確認ください。なお、投資に関する最終決定は、ご自身でご判断ください。■当資料は、弊社が信頼する情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性について弊社が保証するものではありません。また、記載されている内容は、予告なしに変更される場合があります。■当資料に記載されている事項につきましては、作成時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、運用成果は実際の投資家利回りとは異なります。■投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。■投資信託は値動きのある証券等に投資します。組入れた証券等の値下がり、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により損失を被ることがあります。したがって、これら運用により投資信託に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属いたします。■投資信託は預金、保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。■投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

当ファンドは、主要投資対象とするファンドの売買が停止されていることから、2022年2月28日以降設定・解約の申込受付を停止しています。今回の信託約款変更が可決となった際には、2025年6月24日から一部解約による換金申込の受付を再開します。詳しくは当資料P7のQ11をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	お申込日がバリの祝休日またはルクセンブルクの銀行休業日の場合には、お申込みの受付は行いません。
申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
換金制限	換金の申込総額が解約日における受益権総口数の10%を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等における取引の停止等、一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:2005年3月31日)
決算日	年1回決算、原則毎年10月20日とします。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年1回。原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金再投資コースは税引後無手数料で再投資されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は 3.85% (税抜3.5%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た金額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	実質的な負担の上限:純資産総額に対して 1.7235% (税込)* ※ファンドの信託報酬年率0.9735% (税込)に組入投資信託証券のうち最大のもの(年率0.75%)を加算しております。実際の信託報酬の合計額は投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。 ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、有価証券届出書作成日現在のものです。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・信託財産に関する租税 等 ※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第350号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については巻末をご参照ください。
ファンドに関する照会先	アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン:050-4561-2500 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: https://www.amundi.co.jp/

販売会社一覧(業態別・五十音順)

金融商品取引業者等		登録番号	加入協会				
			日本証券業協会	一般社団法人 投資信託協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○			○	
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第6号	○				
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第14号	○				
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○				
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○			○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○			○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○		○	○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○		○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○			○	○
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○				
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○				
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○		○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○				○
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○			○	○
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○				
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○				
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○		○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○		○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○				○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○				
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○				

(以下の販売会社は換金のための取扱いとなります)

金融商品取引業者等		登録番号	加入協会				
			日本証券業協会	一般社団法人 投資信託協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○		○	○	○
ひろざん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○				
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○				